

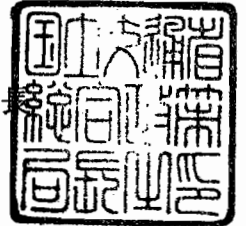


国総建第161号

平成17年9月30日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局長



建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

最近、建設業許可の有無に関わらず、悪質なリフォーム工事を行う者が社会問題化しているところであり、悪質なリフォーム工事を行う建設業者に対して的確に指導・監督を行うことが必要である。

また、先般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、入札談合の再発を防止するため、再度違反行為を行った企業について営業停止処分を加重することとする対象期間を3年以内から10年以内に延長する等、建設業法上の監督処分を強化することが必要である。

このため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」(平成14年3月28日国総建第67号)の一部を別添のとおり改正し、平成17年10月1日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知したところである。

については、貴団体におかれては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知徹底方お願いする。